

西予市猫不妊・去勢手術補助金交付要綱

令和3年9月22日

西予市告示第128号

(目的)

第1条 この告示は、猫の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未然防止を図るとともに、動物愛護管理思想の高揚に資するため、猫の不妊手術及び去勢手術(以下「手術」という。)を受けさせようとする個人又は団体に対し、予算の範囲内で西予市猫不妊・去勢手術補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者(以下「補助対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者であって、飼い猫若しくは飼い主のいない猫(市内で保護したものに限る。以下同じ。)に手術を受けさせた者又は飼い主のいない猫に手術を受けさせた団体(愛媛県内に事務所を有するものに限る。以下同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県、その他団体から同様の補助を受ける場合は補助金の交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象者が個人である場合 次のアからウまでに掲げる猫の区分に応じ、当該アからウまでに定める額又は手術に要する費用(以下「手術料金」という。)のいずれか低い額

ア 飼い猫 1件につき 2,000円

イ 雄の飼い主のいない猫 1件につき 4,000円

ウ 雌の飼い主のいない猫 1件につき 8,000円

(2) 補助対象者が団体である場合 手術を実施した猫の区分に応じ、前号イ若しくはウに定める額又は手術料金のいずれか低い額

(手術の実施)

第4条 補助金の交付対象となる手術を実施する動物病院は、愛媛県内において開業している動物病院に限るものとする。

2 動物病院の獣医師は、飼い主のいない猫について手術を実施したときは、手術済の飼い主のいない猫であることを識別するために、その耳の一部を切り取るものとする。

3 飼い主のいない猫に手術を受けさせた者は、手術後は、当該飼い主のいな

い猫を自ら飼育し、又は保護した場所に戻すものとする。

(手術に係る手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猫に手術を受けさせるときは、西予市猫不妊・去勢手術補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を手術を受けようとする動物病院に提出し、当該手術を実施する獣医師から、手術実施日、手術料金その他必要な事項の記入を受けるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 申請者は、手術の終了した日の属する年度内に、前条の規定による記入を受けた申請書兼請求書に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、西予市猫不妊・去勢手術補助金交付決定通知書(様式第2号)又は西予市猫不妊・去勢手術補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示又は補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。